

入居申込みについての留意事項

このたびは「なごみ」に入居申込みいただきましてありがとうございます。
施設を理解して入居して頂く為に、申込みにあたり留意事項をお知らせします。

1. 申込み順より、入所の必要性が高い方が優先的に入居となります。

- ・ 申込書に沿って、現在の状況が点数化されます。
- ・ 点数化できない状況を「優先入所検討委員会」にて検討し、優先順位を決定します。

2. 点数化の為の情報となります。申込書は細部までご記入下さい。

- ・ 住所・電話番号・携帯番号など、確実に連絡が取れるところも正確にご記入下さい。
- ※平成 27 年 4 月 1 日以降の施設への入所が原則要介護 3 以上の要介護者に限定され、要介護 1 または 2 の要介護者は居宅において日常生活を営むことが困難なことに
ついてやむをえない事情がある場合は特例的な施設への入所が認められています。
→要介護 1・2 の方につきましては居宅において日常生活を営むことが困難な理由などの記載をお願いします。

3. 介護保険証の提示をお願いします。

- ・ 保険証番号の確認が必要になります。コピーしてお返しします。

4. 入居申込み後、変更事項があるときは、お知らせ下さい。

- ・ 点数に変動が生じ、優先順位に影響します。
 - ・ 介護度が変わった。家庭の状況が変わった。
 - ・ 住所・電話番号が変わった。
 - ・ 施設・病院にいるが、退居、退院を告げられた。
 - ・ 他施設に入居した。死亡した。 など

5. 申込み後、入居までの主な流れ

- ①優先入所検討委員会にて優先順位を決定。
- ②入居の優先順位が上位になりましたら、身元引受人様に連絡し、ご本人の現状等を電話にて確認させていただきます。
- ③後日、施設職員が伺い、ご本人の様子や生活状況について調査させていただきます。この時点で、当施設で対応困難な医療行為がある場合、又は施設側で責任をもった対応ができかねる事があるなどの場合は、入居を見合わせていただくことがあります。
- ④お部屋の空きが生じましたら、優先上位の方よりご連絡させていただきます。